

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

地域福祉権利擁護事業は、物忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方（本人）がご利用いただけます。

本人との契約により、日常生活の範囲内で「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を行います。担当の専門員と一緒に支援計画を作成し、支援計画に沿って、毎月生活支援員が訪問して支援します。

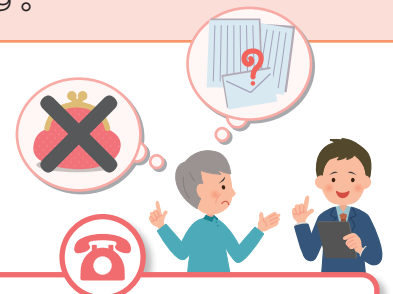
	援助内容	基本料金 (令和6年4月1日現在)
①	福祉サービスの利用援助 (福祉サービスの利用に関する手続きなどのお手伝い)	1回1時間につき: 1500円 ※1時間を超えた場合は、30分までごとに750円を加算
②	日常的金銭管理サービス (公共料金の支払い手続き、生活費の払戻しなどのお手伝い)	1回1時間につき: 3,000円 ※1時間を超えた場合は、30分までごとに750円を加算
	通帳を本人が保管する場合	
	通帳をお預かりする場合	
③	書類等の預かりサービス (預貯金の通帳などの大切な書類を保管するお手伝い)	1ヵ月1,000円

☆生活保護世帯の方は利用料の負担はありません（書類等預かりサービスを除く）。また、所得の状況に応じて利用料の免除制度がありますのでご相談ください。

☆上記利用料のほかに、交通費などの実費はご負担していただきます。

利用までの流れ

- ①まずはお気軽にお電話ください。
- ↓
- ②担当の専門員がご自宅にうかがって、困りごとについて一緒に考えます。
- ↓
- ③お手伝いする内容に関する契約を結びます。
- ↓
- ④お手伝いを開始します。



新宿区成年後見センター
(地域福祉権利擁護事業担当)

03-5273-4523

Q 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の違いは何ですか？

A 地域福祉権利擁護事業は、本人との契約により、日常生活の範囲内でお手伝いする事業です。以下のような場合は、成年後見制度の利用が適切です。

- 認知症や障害の状態が重く、本事業の契約ができない
- 頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約を取消す必要がある
- 不動産の売却や老人ホームなどへの入所の契約が必要である
- 遺産分割協議をする必要がある

など

